各市町村(学校組合)教育長 様

高知県教育長

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の改正について(通知)

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」(平成6年高知県人事委員会規則第48号。以下「人事委員会規則」という。)及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」(平成6年12月21日付け6高人委第281号高知県人事委員会委員長通知。以下「人事委員長通知」という。)の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されました。

また、このことに伴い、関係する通知の改廃等を行い、同日から施行します。

これらの改正等の内容については下記のとおりですので、貴管内の学校に周知するとともに適切な取扱いをお願いします。

記

1 主な改正内容

(1) 育児休暇について(人事委員会規則第12条第1項の表の15の項及び人事委員長通知 第7の4(2))

育児休暇の承認を与える期間を、現在の1日2回1回45分のほかに、1日2回の うち1回を30分、他の回を60分で付与することができることとされたこと。

(2) 特別休暇について(人事委員会規則第12条第1項の表)

承認を与える期間について、「そのつど必要と」を「その都度必要があると」に、「必要と」を「必要があると」に字句の修正が行われたこと。

2 関係通知の施行及び改正等

(1) 育児休暇に関連する通知を統合整理し、新たに「育児休暇の取扱いについて」(平成 27年4月1日付け27高教福第47号教育長通知。別添)を施行する。

これに伴い、「育児休暇の取扱いについて」(昭和43年9月12日付け43教総第288号教育長通知)、「育児休暇の請求手続等について」(昭和43年9月12日付け43教総第288号教育長通知)、「変則勤務者の育児休暇について」(昭和56年6月29日付け人事課長通知)、「育児休暇等について」(平成6年3月31日付け5教総第703号教育長通知)については廃止する。

<主な内容>

関連する通知を統合整理し、育児休暇の内容、請求の手続等について、上記1 (1) の改正内容を加え、取扱いを定めるもの。

なお、承認を与える期間は、連続して90分与えることも差し支えないこととする。

- (2)次の特別休暇に関する通知について、上記1(2)の改正に伴い、字句の修正を行う。 (添付省略)
 - ア 「交通機関の事故 (ストなど) 時等における勤務の基準等について」 (昭和 46 年 10 月 9 日付け 46 教高第 821 号教育長通知)
 - イ 「職員の結婚休暇について」(昭和53年4月1日付け53教総第30号教育長通知)
 - ウ 「妊娠中の女子職員に対する妊娠障害休暇措置等について」(昭和 50 年4月1日 付け 50 教総第2号教育長通知)
 - エ 「妊娠中の女性職員の健康診断のための特別休暇について」 (昭和 45 年7月 16 日付け 45 人第 124 号総務部長通知)
 - オ 「配偶者の出産休暇について」(昭和52年4月1日付け52教総第9号教育長通知)
 - カ 「職員の看護休暇について」(平成3年4月15日付け3教高第108号通知)
 - キ 「職員の短期介護休暇について」 (平成 22 年 6 月 29 日付け 22 高教政第 513 号教 育長通知)
 - ク 「骨髄又は末梢血幹細胞の提供に係る休暇について」 (平成 24 年 7 月 24 日付け 24 高教福第 461 号教育長通知)
 - ケ 「ボランティア休暇について」 (平成8年12月27日付け8教義第1085号教育長 通知)
- 3 施行日

平成27年4月1日

27 高教福第 47 号 平成 27 年 4 月 1 日

各市町村(学校組合)教育長 様

教 育 長

育児休暇の取扱いについて(通知)

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」(平成6年高知県人事委員会規則第48号)及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」(平成6年12月21日付け6高人委第281号高知県人事委員会委員長通知)の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されましたので、育児休暇については、施行日以後は下記のとおり適切な取扱いをお願いします

記

1 休暇の内容

職員が生後1年6月に達しない生児を育てる場合、1回につき45分ずつ又は1回につき30分及び60分の1日2回の特別休暇を与えるものであること。

ただし、男性職員にあっては、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限るものとする。

2 育児のための往復時間

- (1) 育児休暇を勤務時間の最初又は最後に請求する場合若しくは休憩時間の前後に請求する場合は、育児1回につき15分を限度として加算することができる。
- (2) 育児休暇を勤務時間の途中に請求する場合は、育児1回につき30分を限度として加算することができる。
- (3) 施設等に勤務する職員で変則的な勤務(正規の勤務後引き続き当直勤務に従事する場合及び 3交替勤務中準夜又は深夜勤務に従事する場合)の日に育児休暇を1日1回しか請求しない場 合は、前記(1)(2)にかかわらず、育児のための往復時間として次の範囲内で育児休暇時 間に加算することができる。
 - ア 勤務時間の最初又は最後に請求する場合は45分以内
 - イ 勤務時間の途中に請求する場合は1時間以内

3 男性職員が請求する場合の取扱い

男性職員の配偶者が取得する育児休暇又は労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含めて1日2回とする。

(1)請求できる場合

ア 配偶者が傷病、就業その他の事由で当該生児を育てることができないとき

- イ 配偶者も就業している場合で、男性職員と配偶者が異なる時間帯にそれぞれ1回 を請求するとき
- (2)請求できない場合
 - ア 配偶者が常態として育てることができるとき
 - イ 配偶者が産前産後休暇、育児休業又は育児休暇を取得しているとき
 - ウ 配偶者が就業しているが、当該生児を育てることができるとき
- (3) 請求に当たっての留意事項

承認を受けようとする時間の当該生児に対する配偶者の養育状況について、休暇承認願の 理由欄又は承認願添付書類の備考欄に記入すること。(女性職員は、配偶者の養育状況について記入の必要はない。)

4 変則勤務者の取扱い

職員の変則勤務日(勤務時間が原則午前8時30分から午後5時まで定められている日以外の日)における育児休暇については、当該職員が請求する時期に付与することが勤務日の割振り上困難である場合等にあっては、当該職員に協力を求め、次のとおり取り扱うこと。

- (1)原則として勤務日の割振り等を勘案し、勤務時間の最初又は最後に1回与えるものとする。 なお、日勤後引き続き宿直勤務に従事する場合の勤務にあっては、勤務時間の途中に1回与 えるものとする。
- (2) 育児休暇を付与する場合は、必要に応じ、代替職員の確保等業務の運営が円滑に行われるよう処置するものとする。

5 請求の手続

(1) 所定の「休暇承認願」にて請求するものであるが、1週間又は1月(暦月)を単位としてあらかじめ請求することができること。

(休暇承認願記載例)

承認欄				種類及び日数				年残	出整		
			期	間	年次	特別	その他	理由	届願印	-次有給休暇	勤理 簿済
			自 6月	1 目	日	日	目	育児			
			至 6月	30 日		5日5時間15分		月冗			

(2) 育児休暇をあらかじめ1週間又は1月を単位に請求する場合は、休暇承認願に請求する日ごとに請求する時間(往復時間を含む。)を明示した書類を添付すること。

所 属 職氏名

6月1日から6月30日までの育児休暇を次のとおり請求します。

記

			H2				
		請	求時	間			
月 日	1 🗉		2 旦	目	合 計	備	考
	時間	時間数	時間	時間数	時間数		
6月1日		時 分		時 分	時 分		
(火)	8.30~9.30	1.00	16.00~17.00	1.00	2.00		

6月30日						
(水)	8.30~9.30	1.00	16.00~17.00	1.00	2.00	
合 計					44.00	

6 運用上の留意事項

- (1) 1日2回の育児休暇を連続して請求(90分)することも差し支えないものであること。
- (2) 1日の正規の勤務時間が4時間以下の場合は1日1回請求できるものであること。
- (3) あらかじめ育児休暇の承認を受けていた職員がその時間帯を含んで年次有給休暇の届出や病気休暇等の承認を求めようとする場合は、育児休暇の請求時間を変更すること。
- (4) 出勤簿の整理は、「出勤簿の整理について」に定めるところにより行うものとするが、休暇時間数は分単位まで記載すること。

(記載例)



新

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(抜粋)

本則

(特別休暇)

第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(1) 地震、水害、火災その他の災	その都度必要があると認める時間
害又は交通機関の事故等による職員	
の著しい出勤困難	
(2) 地震、水害、火災その他の災	<u>その都度必要があると</u> 認める時間
害又は交通機関の事故等の際の職員	
の退勤途上における身体の危険回避	
(3) 地震、水害、火災その他の災	1 週間を超えない範囲内で <u>その都</u>
害による職員の現住居の滅失又は損	度必要があると認める期間
壊等(地震、水害、火災その他の災	
害により次のいずれかに該当する場	
合その他これらに準ずる場合で、職	
員が勤務しないことが相当であると	
認められるとき。)	
ア略	
イ 略	
(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考	その都度必要があると認める時間
人等として、国会、裁判所、地方公	
共団体の議会その他官公署への出頭	
(5) 選挙権その他公民としての権	<u>その都度必要があると</u> 認める時間
利行使	

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(抜粋)

本則

(特別休暇)

第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(1) 地震、水害、火災その他の災	そのつど必要と認める時間
害又は交通機関の事故等による職	
員の著しい出勤困難	
(2) 地震、水害、火災その他の災	<u>そのつど必要と</u> 認める時間
害又は交通機関の事故等の際の職	
員の退勤途上における身体の危険	
回避	
	1 週間を超えない範囲内で <u>そのつど</u>
	<u>必要と</u> 認める期間
損壊等(地震、水害、火災その他の 災害により次のいずれかに該当す	
る場合その他これらに準ずる場合	
で、職員が勤務しないことが相当	
であると認められるとき。)	
ア略	
イ 略	
(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考	そのつど必要と認める時間
人等として、国会、裁判所、地方	,, =
公共団体の議会その他官公署への	
出頭	

	[
	計画の実施に伴い <u>必要があると</u> 認
よりあらかじめ計画された能率増進	める時間
計画の実施	
(7) 女性職員の生理(生理日におい	その都度必要があると認める期
て勤務することが著しく困難である	間。ただし、2日を超えるとき
者が請求した場合)	は、その超える期間については、
	前条の規定による。
(8) 職員の結婚	その都度必要があると認める日。
() () () () ()	ただし、5日を超えることができ
	ない。
(9) 妊娠障害(妊娠中の女性職員	妊娠の期間中 10 日を超えない範
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	囲内でその都度必要があると認め
著しく困難である場合)	る日又は時間
(10) 妊産婦の健康診断(妊娠中又	妊娠6月(1月は28日として計算
は出産後1年以内の女性職員が母子	する。)までは4週間に1回、妊
保健法(昭和40年法律第141号)第	9 る。/までは4週間に1回、妊 娠7月から9月までは2週間に1
10条及び第13条に規定する保健指	
導又は健康診査を受ける場合)	週間に1回、産後1年まではその
等又は健康的重を支ける場合/ 	週間に1回、産後1千まではその 間に1回(医師等の特別の指示が
	あった場合には、いずれの期間に
	のりた場合には、V・9 4600期間に ついてもその指示された回数)と
	し、承認できる時間は、1回につ
	き、1日の正規の勤務時間の範囲
	内で必要があると認める時間
(4.1)	
(11) 妊婦の通勤緩和(妊娠中の女	正規の勤務時間の始め又は終わり
	に、1日を通じて1時間を超えな
具を利用する場合において、その混	
	る時間
に影響があると認められるとき。)	
(12) 略	1~2 略

(5) 選挙権その他公民としての権 利行使	そのつど必要と認める時間
(6) 地方公務員法第 42 条の規定 によりあらかじめ計画された能率 増進計画の実施	計画の実施に伴い <u>必要と</u> 認める時 間
(7) 女性職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)	<u>そのつど必要と</u> 認める期間。ただ し、2日を超えるときは、その超え る期間については、前条の規定に よる。
(8) 職員の結婚	<u>そのつど必要と</u> 認める日。ただ し、5日を超えることができない。
(9) 妊娠障害(妊娠中の女性職員 が、妊娠障害のため勤務すること が著しく困難である場合)	妊娠の期間中 10 日を超えない範囲 内で <u>そのつど必要と</u> 認める日又は 時間
(10) 妊産婦の健康診断(妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合)	妊娠6月(1月は28日として計算する。)までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、承認できる時間は、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
(11) 妊婦の通勤緩和(妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合において、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる	正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない 範囲内で各々 <u>必要と</u> 認める時間

() III to which a state to be (which as	
(13) 男性職員の育児参加(職員の	職員の配偶者が、12の項に規定す
配偶者が出産する場合であって、当	る承認を与える期間に該当する場
該出産に係る子又は小学校就学の始	合において、期間中5日を超えない第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
期に達するまでの子(配偶者の子を	い範囲内でその都度必要があると
含む。)を養育する職員が、これら	認める日又は時間
の子の養育のため勤務しないことが	
相当であると認められるとき。)	
(14) 配偶者の出産	出産するため病院に入院する等の
	日から出産の日以後2週間の期間
	において3日を超えない範囲内で
	<u>その都度必要があると</u> 認める日又
	は時間
(15) 育児(職員が生後1年6月に	1回につき 45分ずつ又は1回につ
達しない生児を育てる場合。ただ	き 30 分及び 60 分の 1 日 2 回(男
し、男性職員にあっては、配偶者が	性職員にあっては、配偶者が取得
当該生児を育てることができない場	する当該休暇(労働基準法第67条
合に限る。)	の規定に基づく休暇等を含む。)
	を含む。)
(16) 看護	
ア 職員の小学校就学の始期に達す	ア 一の年につき5日(小学校就
るまでの子(配偶者の子を含む。以	学の始期に達するまでの子が2人
下この項において同じ。)が負傷又	以上の場合にあっては、10日)を
は疾病等の事由により看護(疾病の	超えない範囲内で <u>その都度必要が</u>
予防を図るために当該子に予防接種	<u>あると</u> 認める日又は時間
又は健康診断を受けさせることを含	
む。)を必要とする場合において、	
当該看護のため職員が勤務しないこ	
とが相当であると認められるとき。	
	イ 一の年につき5日を超えない

とき。)	
(12) 略	1~2 略
(13) 男性職員の育児参加(職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)	職員の配偶者が、12の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(14) 配偶者の出産	出産するため病院に入院する等の 日から出産の日以後2週間の期間 において3日を超えない範囲内で そのつど必要と認める日又は時間
(15) 育児(職員が生後1年6月に 達しない生児を育てる場合。ただ し、男性職員にあっては、配偶者 が当該生児を育てることができな い場合に限る。)	1日2回(男性職員にあっては、配偶者が取得する当該休暇(労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含む。)。1回45分
(16) 看護 ア 職員の小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。 以下この項において同じ。)が負傷 又は疾病等の事由により看護(疾病 の予防を図るために当該子に予防 接種又は健康診断を受けさせることを含む。)を必要とする場合において、当該看護のため職員が勤務 しないことが相当であると認められるとき。	ア 一の年につき 5 日(小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)を超えない範囲内で <u>そのつど必要と</u> 認める日又は時間

の血族及び姻族(小学校就学の始期 | 範囲内でその都度必要があると認 | に達するまでの子を除く。)が負傷 める日又は時間 又は疾病等の事由により看護を必要 とする場合において、職員以外に看 護者がいないと認められるとき。 |ウーア又はイにより一の年につき定|ウーの年につき2日を超えない |められた期間の全てについて承認を||範囲内でその都度必要があると認 受けた後、職員の中学校就学の始期める日又は時間 に達するまでの子が負傷又は疾病等 の事由により看護(小学校就学の始 期に達するまでの子にあっては、疾 病の予防を図るために当該子に予防 接種又は健康診断を受けさせること を含む。)を必要とする場合におい て、職員以外に看護者がいないと認 められるとき(小学校就学の始期に 達するまでの子にあっては、当該看 護のため職員が勤務しないことが相 当であると認められるとき。)。 |(17) 短期の介護(次に掲げる要介 | 一の年につき5日(要介護者が2) 護者の介護その他の世話を行う職員人以上の場合にあっては、10日) |が、当該世話を行うため勤務しない|を超えない範囲内でその都度必要 ことが相当であると認められる場 があると認める日又は時間 合) ア略 イ 略 |(18) 骨髄又は末梢(しょう)血幹細 |その都度必要があると認める日又 胞の提供(職員が骨髄移植のための は時間

| イ 職員の配偶者並びに二親等以 | イ 一の年につき5日を超えない 内の血族及び姻族(小学校就学の始 範囲内でそのつど必要と認める日 期に達するまでの子を除く。)が負 又は時間 傷又は疾病等の事由により看護を 必要とする場合において、職員以 外に看護者がいないと認められる とき。

|ウ ア又はイにより一の年につき |ウ 一の年につき2日を超えない

|定められた期間の全てについて承 | 範囲内でそのつど必要と認める日 認を受けた後、職員の中学校就学 又は時間 の始期に達するまでの子が負傷又 は疾病等の事由により看護(小学校 就学の始期に達するまでの子にあ っては、疾病の予防を図るために 当該子に予防接種又は健康診断を 受けさせることを含む。)を必要と する場合において、職員以外に看 護者がいないと認められるとき(小 学校就学の始期に達するまでの子 にあっては、当該看護のため職員 が勤務しないことが相当であると 認められるとき。)。

|(17) 短期の介護(次に掲げる要介 | 一の年につき5日(要介護者が2人 |護者の介護その他の世話を行う職 |以上の場合にあっては、10日)を超 |員が、当該世話を行うため勤務し ||えない範囲内でそのつど必要と認 ないことが相当であると認められ める日又は時間 る場合)

ア略

|(18) 骨髄又は末梢(しょう)血幹 ||そのつど必要と認める日又は時間

次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。)	一の年につき 5 日を超えない範囲 内で <u>その都度必要があると</u> 認める 日又は時間
	<u>その都度必要があると</u> 認める場合 において、1日
	別表第2に定める期間内において <u>必要があると</u> 認める期間

細胞の提供(職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のための末梢(しょう)血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のため末梢(しょう)血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められると	
き。) (19) 社会に貢献する活動(職員が	一の年につき5日を超えない範囲
自発的に、かつ、報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。)ア〜エ 略	内で <u>そのつど必要と</u> 認める日又は 時間
	そのつど必要と認める場合において、1 日
委員会が定める年数以内のものに	
限る。)	四主祭のアウはブ州明中アルバー
(21) 忌引	別表第2に定める期間内において <u>必要と</u> 認める期間

新

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(通知)(抜粋)

第7 特別休暇関係

1~3 略

- 4 育児
 - (1) 略
 - (2) <u>承認を与える期間</u> <u>承認を与える期間は、</u>職員が生児に面接し授乳等の世話をするため に要する時間であるが、<u>往復時間を</u>別に与えることが望ましい。
 - (3) 略

5~9 略

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(通知)(抜粋)

旧

第7 特別休暇関係

1~3 略

- 4 育児
 - (1) 略
 - (2) <u>1日2回1回45分</u> <u>45分は</u>職員が生児に面接し授乳等の世話をするために要する時間 であるが、往復時間は別に与えることが望ましい。
 - (3) 略

5~9 瞬

高知県教育長様

高知県人事委員会委員長

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について (通知)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号) (以下「条例」という。)及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第48号)(以下「規則」という。)の運用について下記のとおり定めたので、平成6年12月21日以降は、これによってください。

記

- 第1 特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基 準関係
 - 1 任命権者は、条例第5条第1項の規定による週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、割振り単位期間ができる限り多く連続するように一括して行うものとする。
 - 2 条例第5条第2項ただし書の規定による人事委員会との協議は、次の事項を記載 した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。
 - (1) 協議の対象となる職員の範囲
 - (2) 条例第5条第2項本文の定めるところに従うことが困難である理由
 - (3) 週休日及び勤務時間の割振りの基準の内容
 - 3 任命権者は、条例第5条第2項ただし書の規定により人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めを変更する場合には、変更の内容及び理由 を記載した文書により、人事委員会と協議するものとする。
 - 4 任命権者は、条例第5条第2項ただし書の規定により人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めによる必要がなくなった場合には、速やかにその旨を人事委員会に報告するものとする。

第2 週休日の振替等関係

1 規則第3条第2項の人事委員会が別に定める場合は、1回の勤務に割り振られている勤務時間が7時間45分である職員について、2回の同条第3項に規定する半日勤務時間の割振り変更(第2において「半日勤務時間の割振り変更」という。)を

もって1日の週休日を振り替える場合とする。

- 2 一の週休日について、規則第3条第3項に規定する週休日の振替(第2において 「週休日の振替」という。)及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことがで きる場合には、できる限り、週休日の振替を行うものとする。
- 3 週休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。
- 4 半日勤務時間の割振り変更を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、当該半日勤務時間の割振り変更が行われる職員の通常の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯の範囲内に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。
- 5 条例第4条第1項又は第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員にあっては、規則第6条第2項に規定する休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更は行わないものとする。
- 6 任命権者は、条例第6条の規定に基づき条例第3条第2項に規定する育児短時間 勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)に週休日の振替等を行う場 合には、当該育児短時間勤務職員等に対する条例第8条第2項の規定に基づく正規 の勤務時間以外の時間における勤務については、同項ただし書の規定により他の職 員よりも厳格な要件が定められていることに留意するものとする。
- 7 規則第3条第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤 務時間が含まれる。
- 8 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合における規則第5条第2項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更により勤務することを命ずる日の勤 務時間帯等の基準をあらかじめ定め、職員に周知している場合には、当該事項について記載を省略することができる。
 - (1) 週休日の振替を行った場合
 - ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間及び休憩時間
 - イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
 - ウ 週休日に変更した日
 - (2) 半日勤務時間の割振り変更を行った場合
 - ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時 間及び休憩時間
 - イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
 - ウ 勤務時間を割り振ることをやめることとなった日及びその日の勤務時間を 割り振ることをやめた後の正規の勤務時間

- 第3 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限関係
 - 1 条例第9条第1項及び第2項の「小学校就学の始期に達するまで」とは、満6歳 に達する日以後の最初の3月31日までをいう。
 - 2 条例第9条第1項の「深夜における勤務をさせてはならない」とは、常勤の職員 (育児短時間勤務職員等を除く。)又は規則第8条第2項に規定する再任用短時間 勤務職員等(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)にあっては、深夜におい て、勤務時間を割り振ってはならないこと並びに条例第8条第1項及び第2項に規 定する勤務を命じてはならないことをいい、育児短時間勤務職員等にあっては、深 夜において勤務時間を割り振ってはならないことをいう。
 - 3 条例第9条第2項の「業務を処理するための措置」とは、業務の処理方法、業務 分担又は人員配置を変更する等の措置をいい、同項の「災害その他避けることので きない事由」とは、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的に 見て避けられないことが明らかなものをいう。
 - 4 条例第9条第3項の「3歳に満たない」とは、満3歳の誕生日の前日までをいう。
 - 5 規則第8条の4第1項第4号及び第8条の7第1項第3号の「同居しないこと」 とは、深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限をすることとなる期間を通じて同居し ない状態が続くことが見込まれることをいう。
 - 6 深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限の請求は、子が出生する前においてもする ことができるものとする。
 - 7 深夜勤務の制限の請求は、できる限り長い期間について、また、時間外勤務の制限の請求は、制限が必要な期間について一括して行うものとする。

第4 時間外勤務代休時間関係

規則第8条の9第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く 勤務時間が含まれる。

第5 年次有給休暇関係

1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しく は第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の年次有給 休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものと する。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

- 2 規則第10条第1項の「労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数」は、育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等について次のとおりとなる。
 - (1) 規則第10条第1項第1号に規定する斉一型短時間勤務職員である場合 別表第1の上欄の1週間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄の

継続勤務期間の区分ごとに定める日数

- (2) 規則第10条第1項第2号に規定する不斉一型短時間勤務職員である場合 別表第1の上欄の1週間の勤務日の日数の区分又は中欄の1年間の勤務日の 日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄の継続勤務期間の区分ごとに定める日数
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、条例第3条第3項又は第4項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が30時間以上である場合

別表第1の上欄の1週間の勤務日の日数が5日の区分の下欄の継続勤務期間 の区分ごとに定める日数

- 3 規則第10条第2項第1号の「人事委員会が別に定める日数」は、同条第1項本文の規定を適用して得られる日数に別表第2に定める職員となった月に係る係数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が2に定める日数を下回る場合には、2に定める日数とする。
- 4 規則第10条第2項第2号の「人事委員会が別に定める日数」は、国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた3に定める日数(当該日数が当該年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数)から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。
- 5 規則第10条第3項の「採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる 者」は、定年等による退職後相当期間を経過しないで採用された者をいう。
- 6 条例第13条第1項第3号の引き続き職員となった者とは、人事交流等により採用 された者及び条例が適用される職員以外の職員から条例が適用される職員に異動 した者をいう。
- 7 規則第10条第4項の「人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの」は、 特別の法律の規定により、国家公務員退職手当法第7条の2の規定の適用につい て、同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人とする。
- 8 規則第10条第5項の「人事委員会が別に定める日数」は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。
 - (1) 1月から8月までの間に職員となった者 職員となった日の属する年(暦年をいう。8において同じ。)における国家公務員等として在職した期間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号。8において「職員条例」という。)第2条に規定する職員(8において「職員条例に規定する職員」という。)として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号の規定を適用した場合に得られる日数に12分の8を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)に、職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が職員となった日の属する年の前年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該得ら

- れる日数)を加えて得た日数(当該日数が職員となった日の属する年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数)から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が0日を下回る場合には、0日)
- (2) 9月から12月までの間に職員となった者 職員となった日の属する年における 国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したも のとみなして職員条例第13条第1項第1号の規定を適用した場合に得られる日 数に12分の20を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入 して得た日数)に、職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相 当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が職員となった日の属する年の 前年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員とし て在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適 用した場合に得られる日数を超えるときは、当該得られる日数)を加えて得た日 数(当該日数が職員となった日の属する年において既に付与された日数を下回る 場合には、当該既に付与された日数)から、職員となった日の属する年において 職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年 次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が職員となった日の属する年にお ける国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職し たものとみなして職員条例第13条第1項第1号の規定を適用した場合に得られ る日数に、2を乗じて得た日数を超える場合には、当該2を乗じて得た日数)
- 9 再任用職員又は条例第3条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(9において「再任用職員等」という。)に関し勤務形態が変更される場合の当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数とする。
 - (1) 当該年の初日に勤務形態の変更があった場合 同日において勤務形態の変更があった日における再任用職員等となったものとみなして条例第13条第1項第1 号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次有給休暇の残日数を加えて得た日数
 - (2) 当該年の初日後に勤務形態の変更があった場合 当該年の初日において条例第 13条第1項第1号の規定により得られる日数に、当該年の初日から勤務形態の変 更があった日の前日までの期間の月数 (1月に満たないときは、1月)を12で除した数を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)と当該勤務形態の変更があった日において同日における再任用職員等となったものとみなして同項第2号の規定を適用した場合に得られる日数を合計して得た日数 (当該日数が当該年の初日において同項第1号の規定により得られる日数を下回る場合は、当該得られる日数)に、当該年の前年における年次有給休暇の残日数を加えて得た日数から、当該年において当該勤務形態の変更があった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数
- 10 条例第13条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇がある職員から年次

有給休暇の請求があった場合は、繰り越された年次有給休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

11 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第5条の規定により職務に復帰した職員に係る復帰時の年次有給休暇については、職員派遣前から復帰後にかけて継続勤務をしているものとして年次有給休暇を付与するものとする。

第6 病気休暇関係

1 「労働安全衛生法第68条の規定に基づく厚生労働省令で定める疾病」とは次に掲 げるものをいい、勤務することによって病勢が増悪するもの又は他の職員に感染の おそれのあるものについては、これらにかかっている期間は、就業を禁止しなけれ ばならない。

ただし、(1)に掲げる疾病にかかっている者について、伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

なお、これらの疾病で就業禁止の処分をするときは、医師又は衛生管理者の意見 に従い決定しなければならない。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるもの
- (3) 上記に準ずる疾病で、厚生労働大臣が定めるもの
- 2 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条、第8条、第19条、第20条、第26条、第46条及び第53条の規定に基づく入院の期間」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する1類感染症、2類感染症及び指定感染症の患者、新感染症の患者及び所見のある者並びに疑似症患者及び無症状病原体保有者が、感染症指定医療機関等へ知事により勧告及び措置される入院の期間をいう。
- 3 「前2号に規定するもの以外の疾病又は負傷」の場合
 - (1) 休暇請求の要件

職員が病気休暇を請求する場合必ず医師の診断を受け疾病、負傷の認定及び療養休暇の期間の指定を受けなければならない。

(2) 休暇承認の要件

休暇期間が6日を超える場合は、医師の診断書を徴し、6日を超えない場合は 診断書等によることはなく医師に指示された期間を申し出させる程度をもって 承認することができる。

- 4 「公務による疾病又は負傷及び通勤による疾病又は負傷」の場合 規則第11条第1項第3号により医師の指示する最小限度必要とする期間である。 ただし、その期間中地方公務員法第28条の規定(分限)による休職を命ずることは さまたげない。
- 5 再任用職員の病気休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤 務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場

合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

第7 特別休暇関係

1 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等

「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。

2 女性職員の生理休暇

(1) 「生理日において勤務が著しく困難である者」について

女性職員から生理日の勤務が困難であるとして休暇の請求があった場合にはこれに該当させ、特に証明を求める必要はない。

(2) 休暇期間

生理のつど生理休暇として認められる期間は2日までとし、2日を超える期間 については病気休暇とする。

3 職員の分べん

(1) 産前

職員の請求が条件となり、医師等の証明する出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間目)にあたる日より請求があれば出産の日まで就業させてはならない。

(2) 産後

産前の場合のように当該職員の請求を条件とするものではなく、産後8週間は 請求の有無を問うことなく就業させてはならない。

(3) 出産の範囲

出産は妊娠4か月以上(1か月は28日計算であり4か月以上とは85日以上のことである。)の分べんとし、生産のみならず死産、流産、妊娠中絶を含むものとする。

従って、流産、妊娠中絶の場合その日が妊娠4ヶ月以後、産前8週間以前であれば産前休暇の請求は生じえないが、産後8週間は就業を禁止しなければならない。

4 育児

(1) 「生後1年6月に達しない生児」とは

生児とは実子及び養子をいう。また生後1年6月の計算については民法の一般 原則によるものとする。

(2) 承認を与える期間

承認を与える期間は、職員が生児に面接し授乳等の世話をするために要する時間であるが、往復時間を別に与えることが望ましい。

(3) 請求

ア 職員の請求によって与えるものであるが、女性職員については、請求のない 場合も積極的に与えることが望ましい。 イ 請求の時間が勤務時間の始めあるいは終わりであっても与えなければならない。

5 社会に貢献する活動

(1) 「相当規模の災害」とは、

災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる程度の規模の災害をいう。

(2) 「被災地又はその周辺の地域」とは、

被害が発生した市町村(特別区を含む。)又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいう。

(3) 「その他の被災者を支援する活動」とは、

居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

(4) 「人事委員会が定めるもの」とは、

次に掲げる施設とする。

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同 条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設(ウ及びキに掲げる施 設を除く。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター並びに同条 第26項に規定する福祉ホーム
- イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設
- ウ 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設並びに当該児童発達支援センター以外の同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する施設
- エ 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- オ 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第38条第1項に規定する救護施設、更 生施設及び医療保護施設
- カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健 施設
- キ 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院
- ク 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する特別支援学校
- ケ アからクまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であると任命権者が 認めるもの
- (5) 「その他の日常生活を支援する活動」とは、

身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して 行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。

(6) 「国際交流団体」とは、

公益財団法人高知県国際交流協会に「国際交流関係団体」として登録された団体及びそれに準ずる団体をいう。

(7) 「公的団体」とは、

国又は地方公共団体及びその機関をいう。

- (8) 「その他外国人を支援する活動」とは、 語学を活かした案内等直接的な援助をいう。
- 6 父母、配偶者及び子の祭日
 - (1) 規則第12条第1項の表20の項の人事委員会が定める年数は、15年とする。
 - (2) 「父母」とは、実父母又は養父母に限る。
 - (3) 「祭日」とは、父母等を追悼するため、社会一般の慣習に従って法要等の特別な行事が行われる日をいい、その主なものは、次に掲げるとおりである。

ア 神道における祭日

10日祭(命日を入れて10日目)

50日祭(命日を入れて50日目)

1年祭(満1年目の命日)

3年祭(満2年目の命日)

5年祭(満4年目の命日)

10年祭 (満9年目の命日)

イ 仏教における祭日

49日(命日を入れて49日目)

1周忌(満1年目の命日)

3回忌(満2年目の命日)

7回忌(満6年目の命日)

13回忌 (満12年目の命日)

ウ キリスト教には、特定の祭日はない。

7 忌引

(1) 血族関係

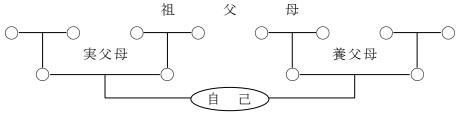
ア「血族」とは

血統の連絡があるもの(自然血族)若しくは血統の連絡があると法律上みなされている者(法定血族、民法第727条、第809条)である。

「法定血族」とは

養子縁組による血族関係であり、職員が養子である場合は自然血族関係(実 父母を中心とした血族関係)は続くとともに、新たに法定血族関係(養父母を 中心とした血族関係)が生じ親族数は、自然血族と法定血族を合わせた数とな り、多数となる。

イ 養子の場合の血族関係(祖父母、父母を表す。)



*養父母は必ずしも2人でなく養父、養母いずれか1人の場合もある。

(2) 姻族関係

ア「姻族」とは

婚姻により夫婦の一方と他方の血族との間に生ずる親族関係である。

一方の血族と他方の血族とは姻族にはならない。従って職員の実子の配偶者 の血族とは姻族関係は生ぜず休暇は与えられない。 (養子の場合は養子の自然 血族(実父母、実兄弟等)とも親族関係は生じない。)

イ 「配偶者の父母又は父母の配偶者」とは

配偶者の父母(養父母を含む。)と職員の父母(養父母を含む。)の配偶者(職員と血族関係のないもの、すなわち父の後妻、母の後夫である。)である。

ウ 「配偶者の子又は子の配偶者」とは

配偶者の子(職員と血族関係のないもの、すなわち先夫、先妻の実子及び配偶者の養子)と職員の子(養子を含む。)の配偶者である。

エ 「配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者」とは

配偶者の祖父母(配偶者が養子である場合も含む。)と職員の祖父母の配偶者(職員と血族関係のないもの、すなわち祖父の後妻、祖母の後夫である。)である。

(3) 備考関係

ア「代襲相続」とは

推定相続人たる被相続人の子又は兄弟姉妹が相続開始前に死亡し又はその相 続権を失った場合、その者の子がその者と同順位においてなす相続であり、孫 が父母に代り祖父母の相続人となる場合とおい又はめいが父母に代りおじ又は おばの相続人となる場合である。

イ 「祭具等の承継」とは

民法第897条の規定によるものであり相続制度の趣旨が祖先の祭をなすことにあった最も古い相続制度であり(祭祀相続ともいう。)、今日もなおこの制度は慣習として残っており、いわゆる農村の跡取りといわれている場合のように祖先の仏壇、祭壇等の承継を受けたものである。

ウ 「父母及び子に準ずる」とは

ア及びイで述べたように、職員が父母に代り祖父母の相続人となり祭具等の 承継を受けた場合は父母に準じ7日間の休暇を、職員が父母に代りおじ又はお ばの相続人となり祭具等の承継を受けた場合は子に準じ7日間の休暇を、それ ぞれ与えてもよいとの意味である。

8 規則第12条第1項の表9の項に規定する妊娠の期間、同表13の項に規定する12の 項に規定する承認を与える期間、同表14の項に規定する出産するため病院に入院す る等の日から出産の日以後2週間の期間又は同表16の項、17の項若しくは19の項に規定する一の年の初日から末日までの期間(8において「対象期間」という。)内において、規則第10条第6項各号又は第5の9に規定する場合に該当したときは、当該該当した日(その日が対象期間の初日である場合を除く。8において「該当日」という。)における規則第12条第3項に規定する特定休暇(8において「特定休暇」という。)の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日において8の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について8の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

- (1) 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がない場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数を減じて得た日数
- (2) 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がある場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数(当該端数を切り上げた日数)を減じて得た日数及び該当日において規則第12条第5項の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数(当該時間数に1時間未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た時間数とし、当該時間数が0を下回るときは0とする。)
- 9 再任用職員の特別休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

第8 介護休暇関係

- 1 条例第16条第2項の規定は、同条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護を必要とする状態が引き続いている間において、介護休暇が1回の連続する6月の期間内で認められるという趣旨である。
- 2 条例第16条第2項の「6月の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けた期間の始まる日を起算日として、民法第143条の例により計算するものとする。
- 3 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。
- 4 再任用職員の介護休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

第9 組合休暇関係

再任用職員の組合休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

別表第1

1週間の勤務日の日数		2 日	3 日	4 日	5 日
1年間の勤務日の日数		73日~120日	121日~168日	169日~216日	217日以上
	6 箇月以上 1 年 6 箇月未満	3 日	5 日	7 日	10日
	1年6箇月以上 2年6箇月未満	4 日	6 日	8 日	11日
継続	2年6箇月以上 3年6箇月未満	4 日	6 日	9 日	12日
勤務	3 年 6 箇月以上 4 年 6 箇月未満	5 日	8 日	10日	14日
期間	4年6箇月以上 5年6箇月未満	6 日	9 日	12日	16日
	5年6箇月以上 6年6箇月未満	6 日	10日	13日	18日
	6年6箇月以上	7 日	11日	15日	20日

備考

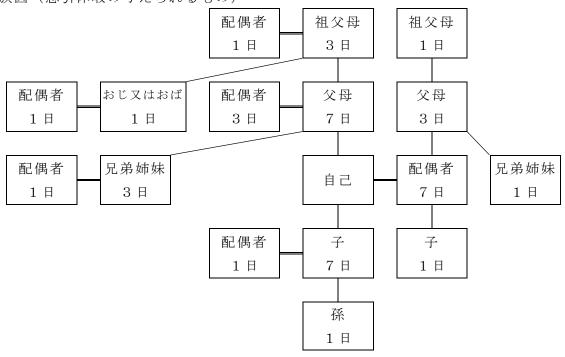
1週間の勤務日の日数が同一である職員にあっては1週間の勤務日の日数の区分、1週間の勤務日の日数が同一でない職員にあっては1年間の勤務日の日数の区分によること。

別表第2

職員とな	9 1 日 を	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
なった月	景く)	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
係数	1	11/12	10/12	9 /12	8 /12	7 /12	6 /12	5 /12	4 /12	3 /12	2 /12	1 /12

別表第3

親族図 (忌引休暇の与えられるもの)



備考 日数は忌引休暇を与え得る最高日数を示す。

改正 平成7年3月24日6高人委第353号人事委員長通知(平成7年4月1日施行) 平成8年12月27日8高人委第281号人事委員長通知(平成9年1月1日施行) 平成10年3月26日9高人委第283号人事委員長通知(平成10年4月1日施行) 平成10年4月27日10高人委第 52号人事委員長通知 (平成10年5月1日) 平成11年3月25日10高人委第327号人事委員長通知(平成11年4月1日施行) 平成11年10月26日11高人委第195号人事委員長通知 (平成11年11月2日施行) 平成12年6月27日12高人委第 91号人事委員長通知 (平成12年6月27日施行) 平成12年12月11日12高人委第215号人事委員長通知 (平成12年12月11日施行) 平成12年12月26日12高人委第226号人事委員長通知 (平成13年1月6日施行) 平成13年3月21日12高人委第282号人事委員長通知(平成13年4月1日施行) 平成13年6月26日13高人委第 83号人事委員長通知 (平成13年7月1日施行) 平成14年3月28日13高人委第274号人事委員長通知(平成14年4月1日施行) 平成14年3月28日13高人委第277号人事委員長通知(平成14年4月1日施行) 平成15年3月28日14高人総第312号人事委員長通知(平成15年4月1日施行) 平成16年2月27日15高人総第280号人事委員長通知(平成16年4月1日施行) 平成18年8月24日18高人総第177号人事委員長通知(平成18年9月1日施行) 平成19年3月30日18高人総第357号人事委員長通知 (平成19年4月1日施行。ただし、第6の4(4)の改正規定(第6の4(4)ケ の改正規定を除く。)は、平成19年3月30日施行。) 平成19年12月14日19高人総第243号人事委員長通知(平成19年12月21日施行) 平成20年3月12日19高人総第313号人事委員長通知(平成20年4月1日施行) 平成20年11月19日20高人委第 24号人事委員長通知 (平成20年12月1日施行) 平成20年12月22日20高人総第152号人事委員長通知 (平成20年12月24日施行) 平成21年3月27日20高人総第215号人事委員長通知(平成21年4月1日施行) 平成21年11月27日21高人総第166号人事委員長通知(平成22年1月1日施行) 平成22年3月26日21高人総第239号人事委員長通知(平成22年4月1日施行) 平成22年6月29日22高人総第 65号人事委員長通知 (平成22年6月30日施行) 平成23年10月18日23高人総第120号人事委員長通知(平成23年10月18日施行) 平成24年2月24日23高人総第192号人事委員長通知(平成24年4月1日施行)

平成24年3月30日23高人総第223号人事委員長通知(平成24年4月1日施行)平成25年3月29日24高人総第241号人事委員長通知(平成25年4月1日施行)平成26年3月17日25高人総第194号人事委員長通知(平成26年4月1日施行)平成26年12月22日26高人総第179号人事委員長通知(平成27年1月1日施行)平成27年3月27日26高人総第231号人事委員長通知(平成27年4月1日施行)